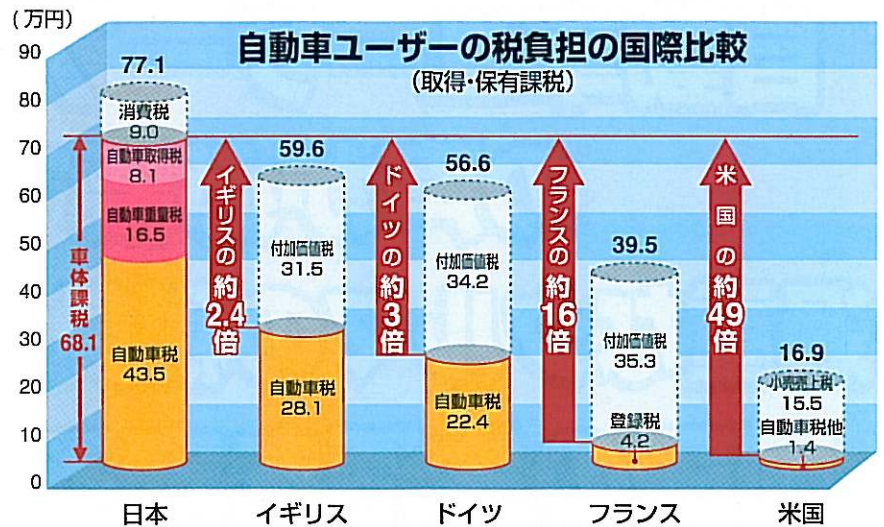


1 車体課税は国際的に過重です。(自動車取得税、自動車重量税、自動車税・軽自動車税)

欧米諸国と比べて
極めて重い自動車固有
の税負担。
その額、最大49倍!

【前提条件】

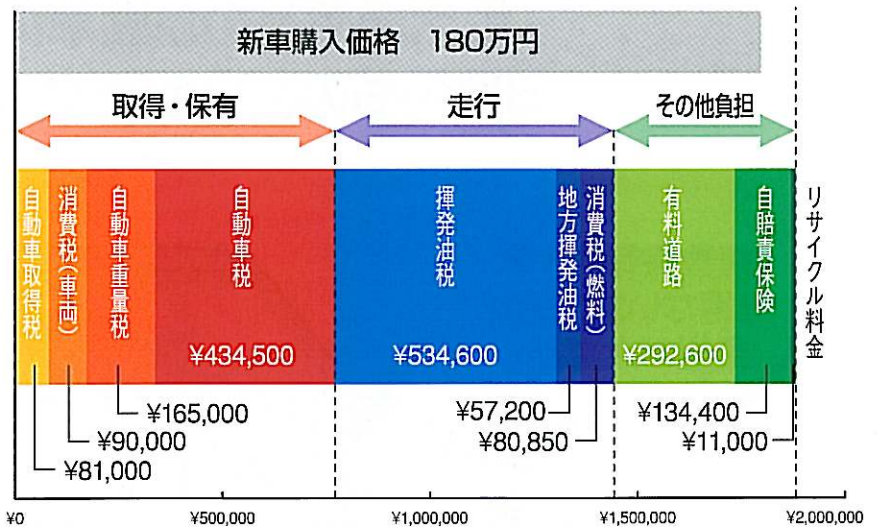
- ①排気量1800cc、②車両重量1.5t未満(1320kg)、③JC08燃費値13.4km/L(CO₂排出173g/km)、④車体価格180万円、⑤フランスはパリ、米国はニューヨーク市、⑥フランスは課税馬力8、⑦11年間使用(平均寿命)、⑧為替レートは1€=¥115、1£=¥137、1\$=¥87(2010/4~2011/3の平均)
- ※日本のエコカー減税等の特例措置は考慮せず。



180万円の新車を購入すると、
平均使用年数の11年間で
購入価格を上回る188万円もの
税金等の負担

【前提条件】

- ①1800ccで車両価格180万円(税抜き・小売価格)の乗用車
 - ②車両重量1.5t未満 ③年間燃料消費量1,000ℓ
 - ④重量税は車検証交付時または届出時に課税(新車に限り購入時に3年分徴収)
 - ⑤税率は2007年4月1日現在
 - (但し、自動車重量税額は2010年4月1日からの引き下げ後の税率(5000円/0.5)で計算)
 - ⑥消費税は5%で計算 ⑦リサイクル料金は1800ccクラスの平均的な額
 - ⑧11年間は自動車の平均使用年数
 - 注:1.有料道路料金、自賠責及びリサイクル料金は自動車諸税に準ずる
性格を有するため計算上加味した(自賠責保険は2011年4月1日現在の保険額)
 - 2.有料道路料金は2009年度料金収入より日本自動車工業会試算
- 日本自動車工業会調



2 自動車取得税と自動車重量税は、即時廃止すべきです。

これらの税は、道路を整備するために自動車ユーザーが特別に負担してきましたが、平成21年度からは国が自由に使える「一般財源」に変更したことにより、課税根拠はなくなっています。

3 二重課税などの不合理な税体系は是正すべきです。

(購入時=自動車取得税、消費税 保有時=自動車重量税、自動車税・軽自動車税 給油時=ガソリン税に消費税がかけられている[タックス・オン・タックス])

また、自動車の購入と保有について、似かよった税が二重に課税される制度となっています(購入時には自動車取得税と消費税、保有時には自動車重量税と自動車税・軽自動車税を二重に課税)。また、ガソリン税には消費税がかけられています(税に税がかけられる:タックス・オン・タックス)。

4 ガソリン税、軽油引取税に上乗せされた旧暫定税率は、当然廃止すべきです。

これらの税には、道路を整備するために必要な財源の不足分を補うため、本来の税率を上回る税率(暫定税率)が課せられていましたが、平成22年度から「当分の間の税率」と名前を変えて存続しています。平成21年度の一般財源化によって課税する根拠がなくなったため、上乗せされた旧暫定税率は当然廃止すべきです。

